

＜台風等による警報発令時における非常措置について＞

本校においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」（※大雨・暴風など6種類）又は「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・深夜0時までに解除になった場合 →5校時（13時40分（木曜は13時15分））から始業（給食は中止）
 - ・深夜0時現在、特別警報発表中の場合→臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 →平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 →3校時（10時45分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 →5校時（13時40分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 →臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやすぐー等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

なお、山階学区は「山科川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。学区に避難指示が発令された場合は、暴風警報が発令された場合に準じた措置をとります。

4 在校中に暴風警報・特別警報（大雨・暴風等6種類）が発令された場合について

暴風警報発令時は、直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、児童を学校に留め置くこととし、通学路の安全等が確認され次第、4月に提出いただいた「緊急事態対応表」をもとに、集団下校または学校待機後の引き渡しを行います。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

なお、特別警報発令時は、原則、保護者への引き渡しでの帰宅とします。

(裏面あり)

保存版

(1年間使用します)

<地震に対する非常措置について>

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を行いますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※学校所在の山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※下校後、深夜0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページおよびすぐるでの配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校および近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、原則、保護者への引き渡しのうえでの帰宅とします。

*提出していただいている「緊急事態対応表」には、「集団下校」や「児童館へ行く」選択肢がありますが、在校中の「地震（震度5弱以上）」による臨時休業（下校）の際には、原則、全員引き渡しによる帰宅となります。ご了承ください。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

【3時間目・5時間目登校時の、集団登校の集合時刻について】

3時間目登校の時 → いつもの2時間遅い時刻に集合

5時間目登校の時 → <木曜日以外> いつもの5時間遅い時刻に集合

<木曜日> いつもの4時間30分遅い時刻に集合